

副 本

令和元年(ワ)第172号, 令和2年(ワ)第216号, 令和3年(ワ)第181号
違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名
被告 金 井 豊 外3名

令和4年2月28日

準 備 書 面 (7)

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



原告らの令和3年9月22日付け第13準備書面ないし第17準備書面、同年12月1日付け第18準備書面及び第19準備書面については、以下のとおりである。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」といい、特定の号機を示す場合は、「本件1号機」、「本件2号機」という。

第1 はじめに

本件訴訟は、会社法360条に基づく株主差止訴訟であり、要件事実は、取締役が「法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある」こと、「当該行為によって当該株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある」ことの2つであって、当該2要件を満たす場合に限り、差止めが認められる。

換言すると、本件訴訟の争点は、補助参加人に「回復することができない損害が生ずる」ような被告らの「法令若しくは定款に違反する行為」の有無である。

そして、令和元年9月20日付け被告ら及び補助参加人答弁書第2章でも述べたとおり、補助参加人の取締役である被告らは、法令、定款及び株主総会決議に従って業務を執行すべき義務を負うものであるところ、補助参加人の株主総会において圧倒的多数の株主により支持された、本件原子力発電所の再稼働を目指すという経営の基本方針に従い、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査において重大事故等対策等の妥当性や敷地内断層の評価等が審議、判断された上で、本件原子力発電所が同基準に適合していることの確認を得られた場合に再稼働することとし、同審査に適切に対応しているのであって、法令、定款及び株主総会決議を遵守して業務を執行していることは明らかであり、補助参加人に「回復することができ

ない損害が生ずる」ような被告らの「法令若しくは定款に違反する行為」はない。

これに対し、原告らは、第13準備書面ないし第19準備書面において、種々の主張を行っているが、令和3年12月6日付け被告ら及び補助参加人意見書で述べたとおり、原告ら準備書面はいずれも上記争点との関連性を欠くものである。

そこで、本準備書面においては、上記意見書を補足するとともに、念のため原告らの事実誤認等を指摘する（原告らの誤記、引用の誤りは別紙において指摘する。）。

第2 原告ら第13準備書面について

原告らは、第13準備書面において、関西電力株式会社及び中部電力株式会社と補助参加人との供給契約について述べた上で、電力需要が減少する、維持管理や安全対策に要する費用が回収できない可能性があるなどとして「2号機再稼働の不要性」を主張するとともに、「求釈明」を行っている（令和2年11月30日付け原告ら第9準備書面第3及び第4並びに令和3年5月31日付け原告ら第12準備書面においても同旨の主張を行っている。）。

しかし、原告らの主張及び求釈明は、補助参加人の財産に「回復することができない損害が生ずるおそれ」の有無という争点との関連性を欠くものであって、反論及び回答の必要性が認められない。

そもそも、令和3年5月24日付け被告ら及び補助参加人「弁論の更新に当たっての意見書」でも述べたとおり、水力・火力・原子力・太陽光・風力といった各電源について、どの電源にどの程度投資し、発電した電力をどのように販売することが妥当かという点は、経営方針の妥当性の問題であって、違法性の問題たり得ない。

この点、補助参加人は、S + 3 E（安全確保、安定供給、環境適合及び経済性）¹の観点から、上記各電源をバランスよく組み合わせたエネルギーミックスの構築に努め、本件原子力発電所の再稼働を目指しており（乙111の18、25頁²、乙112の16頁）、かかる方針は、令和3年10月22日に閣議決定された、「エネルギー基本計画」³、「地球温暖化対策計画」⁴及び「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」⁵や、同年3月26日に閣議決定された、「科学技

¹ 安全確保（Safety）、安定供給（Energy Security）、環境適合（Environment）及び経済性（Economy）

² 18頁「安定供給の確保とカーボンニュートラル達成の両面から、原子力発電は『安全確保』を大前提として、欠かせない電源であると考えています。エネルギー自給率の低い我が国では、『安定供給』『環境適合』に加え、『経済性』の観点からもエネルギーミックスが重要であり、原子力発電は、今後もベースロード電源として重要な役割を担う必要があります。」

25頁「震災以降、原子力発電所が停止し、その代替として火力発電所の高稼働が継続していますが、今後も志賀原子力発電所の再稼働をはじめ、費用対効果を踏まえた再生可能エネルギーの開発に着実に取り組み、更なる電源の多様化に努めていきます。」

³ 35頁「原子力は、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。」

106頁「原子力発電については、CO₂の排出削減に貢献する電源として、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進め、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組み、電源構成ではこれまでのエネルギーミックスで示した20～22%程度を見込む。」

⁴ 81頁「科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえつつ、省エネルギーの徹底、電化の促進と電力の脱炭素化（再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた技術の加速度的普及、安全最優先での原子力利用、核融合技術の開発）を進める」

⁵ 17頁「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」

77頁「2050年カーボンニュートラル実現に向けては、原子力を含めたあらゆる選択肢を追求することが重要であり、軽水炉の更なる安全性向上はもちろん、それへの貢献も見据えた革新的技術の原子力イノベーションに向けた研究開発も進めていく必要がある。原子力は大量かつ安定的にカーボンフリーの電力を供給することが

術・イノベーション基本計画」⁶にも沿った合理性を有するものである（乙113ないし乙116。答弁書7, 8, 27, 28頁）。

特に、安定供給については、補助参加人は小売電気事業者⁷として、電気事業法2条の12第1項の規定により、北陸エリアの需要の大部分に相当する補助参加人の顧客の需要に対応する供給力を確保することが義務付けられている。補助参加人は、本件原子力発電所が停止する中で、安定供給の責務を果たすため、節電へのご協力をお願いや火力発電所・水力発電所の点検・補修時期の調整、富山新港火力発電所LNG1号機の建設、水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの拡大等により供給力確保に努めているところであるが、安定供給のためには、本件原子力発電所の再稼働により供給力を確保することが不可欠である（乙117ないし乙121。答弁書28頁、令和2年2月26日付け被告ら及び補助参加人準備書面(2)第4, 第5。なお、原告らは、第13準備書面4頁において、甲第56号証及び甲第57号証を引用し、「今後の最大電力の需要予測は年々減少していく」とするが、当該各書証においては、北陸エリアの最大需要電力は、2024年度まで増加すると予測されており、不正確である。）。

なお、関西電力株式会社及び中部電力株式会社と補助参加人との間における電力の販売に関する事項の詳細は、個別の契約に関わるも

可能な上、技術自給率も高い。」

⁶ 25頁「カーボンニュートラルの実現に向けては、グリーンイノベーション戦略推進会議などの議論をもとに、省エネルギーの徹底、電化の促進と電力の脱炭素化（再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた技術の加速度的普及、安全最優先での原子力利用）を進める」

⁷ 補助参加人は、一般の需要に応じて電気の供給を行う小売電気事業（電気事業法2条1項2号）及び発電事業（同法2条1項14号）を営んでいる。なお、補助参加人が営んでいた一般送配電事業（同法2条1項8号）は、北陸電力送配電株式会社に承継されている（乙3の6の4頁）。

のであり、本件の争点とは関連を有しないことからも釈明の必要性が認められない。

念のため述べると、被告ら及び補助参加人は、本件原子力発電所の費用等につき、会計基準等に従い適切に計上し（会社法431条）、有価証券報告書（乙122，乙123）等において公表しており、それら報告書等は、資格を有する独立した監査人により、いずれも適正なものと認められているところであり、被告らに「法令若しくは定款に違反する行為」はない（「弁論の更新に当たっての意見書」8頁）。

第3 原告ら第14準備書面ないし第16準備書面について

1 原告らは「回復することができない損害」に結び付く具体的な機序を述べていないこと

原告らは、第14準備書面において、「本件原発において重大事故が発生する機序の総論を述べる。」（原告ら第14準備書面5頁）とした上で、第15準備書面において原子力発電所の耐震設計における基準地震動について、第16準備書面において本件原子力発電所の敷地内断層についてそれぞれ主張する。

しかし、そもそも、原告らは、原告らの主張する地震動や地盤の変位（ずれ）なるものと重大事故との因果関係を何ら具体的に主張立証していないのであるから、「回復することができない損害」に結び付く具体的な機序を述べたとは到底いえず、原告らの主張は争点との関連性を欠くものである（令和3年12月6日付け意見書3頁）。

そして、本件原子力発電所の基準地震動や敷地内断層、補助参加人が講じている重大事故等対策の有効性といった事項については、

いずれも、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査において審議、判断が予定されているものであり、被告らは、同審査において新規制基準に適合することが確認された場合に本件原子力発電所を再稼働することとしているのであるから、原告らの主張は、被告らの「法令若しくは定款に違反する行為」や補助参加人の「回復することができない損害」を何ら根拠付けるものではない（答弁書13, 14頁, 令和3年3月10日付け被告ら及び補助参加人準備書面(5)第2）。

2 原告ら第14準備書面について

原告らは、第14準備書面において、福島第一原子力発電所事故について縷々述べた上で、重大事故の例として、冷却材喪失事故（LOCA）⁸、全交流動力電源喪失（SBO）⁹、使用済燃料貯蔵プールにおける冷却材喪失を挙げるところ（使用済燃料貯蔵プールについては、原告ら第9準備書面第2の6においても主張しており、福島第一原子力発電所事故については、令和3年3月16日付け原告ら第11準備書面においても主張している。）、補助参加人は、これらについていずれも対策を講じ、それら対策の有効性について原子力規制委員会の審査を受けているところであり、原告らの主張は「回復することができない損害」の根拠たり得ない（乙9, 乙16, 乙112の5, 6頁。答弁書13, 14頁, 令和2年2月26日付け被告ら及び補助参加人準備書面(1)第2, 準備書面(2)第1, 同年5月20日付け被告ら及び補助参加人準備書面(3), 令和3年9月22日付け被告ら及び補助参加人準備書面(6)第1）。

なお、原告らは、「使用済核燃料プールには（略）ホウ酸水が満

⁸ Loss of Coolant Accident の略。

⁹ Station Blackout の略。

たされており」(原告ら第14準備書面10頁8, 9行目)とするが、本件原子力発電所のようなBWR¹⁰(沸騰水型軽水炉)では、使用済燃料貯蔵プールにおいて、ホウ酸水ではなく純水を使用しており、誤りである。

3 原告ら第15準備書面について

原告らは、第15準備書面において、基準地震動について、①地震の予測は困難である、②補助参加人は「震源を特定せず策定する地震動」の策定に当たり平成16年(2004年)北海道留萌支庁南部地震しか検討していない、③平均像に基づく評価にすぎない、④経験式が有するばらつきが考慮されていないなどとして、「本件原発は、北陸電力が評価した基準地震動Ssの最大加速度1000ガルを超える地震動をもたらす地震に襲われる危険性がある。」(原告ら第15準備書面4頁)と主張する(なお、④については、令和2年12月21日付け原告ら第10準備書面においても主張している。)

しかし、そもそも原子力発電所は耐震安全上の余裕をもって設置されており、万一、基準地震動を超える地震動が到来したとしてもただちに安全上の問題が生じるものではないのであるから、原告らの主張は前提を欠く(乙18の34頁。答弁書19頁)。

そして、上記②について、補助参加人は、平成26年8月12日、本件2号機の原子炉設置変更許可申請を行うに当たり、基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(当時)に挙げられた16の地震をすべて検討した上で、平成16年(2004年)北海道留萌支庁南部地震を選定して基準地震動を策定しているのであるから、原

¹⁰ Bolling Water Reactorの略。改良型沸騰水型軽水炉はABWR(Advanced Boiling Water Reactor)の略。答弁書21頁)。

告らの主張は誤りである（乙124の6-5-39ないし6-5-46, 6-5-83頁）。

さらに、令和3年4月21日、基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド等が改正され、上記16の地震に係る記載が削除され（乙125の34, 35頁）、平成16年（2004年）北海道留萌支庁南部地震と、新たに原子力規制委員会が策定した「標準応答スペクトル」¹¹を考慮することとされたことから、補助参加人は、令和3年11月24日、「標準応答スペクトル」による評価結果を追加した、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出しており、今後、同委員会の審査において、上記評価結果を含め、基準地震動に係る審議、判断が行われることとなるのであって、原告らの主張はもはや前提を欠く（乙125の13, 14頁, 乙126, 乙127）。

また、原告らは、上記③に関連し、「北陸電力は、本件原発について、『Noda et al（2002）による内陸補正係数は適用しない』としてNoda et al（2002）による値をそのまま採用している。」（原告ら第15準備書面12頁）と主張するが、Noda et al.（2002）による内陸補正係数は地震動を低減させる係数であり¹²、補助参加人が内陸補正係数を適用していないことは安全側の評価となるのであるから、これをもって本件原子力発電所の基準地震動が過小であるかのようにいう原告らの主張は当を得ない（乙124の6-5-36頁, 乙128の109, 1

¹¹ 「標準応答スペクトル」とは、原子力規制委員会が、国内で発生した89地震の観測記録を収集・分析し、全国共通に考慮すべきものとして策定した地震動をいう。

¹² 内陸地殻内地震についてNoda et al. (2002)による応答スペクトルを用いる場合には、短周期側を0.6倍にする内陸補正係数を乗じて補正する（小さくする）こととされている（乙129の127頁）。

18頁, 乙129の127, 182頁, 乙130の85頁)。

その余の原告らの主張は, いずれも, 新規制基準に基づく基準地震動の合理性を否定するものではなく, 「回復することができない損害」の根拠たり得ない(乙128ないし乙132)。

4 原告ら第16準備書面について

原告らは, 第16準備書面において, 本件原子力発電所の敷地内断層について主張するが, 補助参加人は, 敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」(乙15の222ないし225頁)に該当しないこと, すなわち, 後期更新世以降活動しておらず, 地盤にずれ(変位)を生ずるおそれがないことを確認し, 原子力規制委員会の審査を受けているところであり, 原告らの主張は「回復することができない損害」の根拠たり得ない(乙100。答弁書20, 21頁, 準備書面(5)第2の4)。

この点, 令和3年11月18日及び19日に原子力規制委員会の現地調査が実施され, 同調査における指摘等を踏まえ, 本年1月14日に審査会合が開催されており, 今後, 審査において判断がなされることとなる(乙133)。

なお, 原告らは, 「福島第一原発の1号機や2号機の例」(原告ら第16準備書面1頁)を挙げるが, 同発電所における事故は津波によるものであり, 原告らの主張は前提を欠く(乙134の147ないし156頁。準備書面(5)第2の1)。

第4 原告ら第17準備書面ないし第19準備書面について

原告らは第17準備書面ないし第19準備書面において, 避難計画や放射性物質の拡散予測について主張するが, 前記第3の1でも述べたとおり, 原告らは, 本件原子力発電所において重大事故が発生

し、補助参加人に「回復することができない損害」が生じる具体的な機序を主張立証していないのであるから、かかる主張はそもそも本件の争点たり得ない（令和3年12月6日付け意見書3頁）。

この点、東北電力女川原子力発電所に係る仙台地方裁判所令和2年7月6日決定¹³や関西電力高浜、大飯、美浜各発電所に係る大阪地方裁判所令和3年3月17日決定¹⁴においても、避難計画に関する主張のみでは原子力発電所における放射性物質放出の具体的危険性があるということとはできない旨判示されている（乙135、乙136）。

念のため述べると、被告ら及び補助参加人は、本件原子力発電所において、原子炉等規制法に基づく新規制基準を踏まえて重大事故等対策を講じるとともに、万一重大事故が発生した場合に備え、原子力災害対策特別措置法に基づき、自ら原子力事業者防災業務計画を作成し、事業者防災訓練を継続的に実施するとともに、国や地方公共団体の原子力災害対策に適切に協力している（乙137ないし乙140）。

すなわち、原子力災害対策については、原子力災害対策特別措置法において規定されており、原子炉等規制法、災害対策基本法等と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図ることとされているところ、同法においては、原子力事業者、国及び地方公共団体の責

¹³ 28頁「債権者らの人格権侵害を理由とする差止請求の可否という観点からは、本件2号機において放射性物質放出事故が発生する具体的危険性があることの主張疎明がない以上は、債権者らの生命又は身体が侵害される具体的危険性の存在は認められないといわざるを得ず、避難計画の実効性が欠如しているという債権者らの主張に係る事実のみをもって、債権者らの生命又は身体という人格権が侵害される具体的危険性があると解することまではできない」

¹⁴ 19頁「本件各原発が稼働することにより、債権者らが安全に避難できずに放射線被害が発生するといった人格権侵害に対する具体的危険があるといえるためには、避難計画の不備のみでは足りず、その前提として、債権者らが避難を要するような、本件各原発の外に放射性物質が放出される事故が発生する具体的危険を主張し、個別具体的に疎明する必要がある」

務がそれぞれ規定され、相互に連携、協力することとされていることから、被告ら及び補助参加人は、国や地方公共団体が定期的を実施する原子力防災訓練に参加し、国や地方公共団体との役割分担や連携を確認するなど、国や地方公共団体と連携、協力し、原子力災害対策の強化に継続的に取り組んでいる（乙77ないし乙80）。

以上に述べたとおり、被告ら及び補助参加人は、本件原子力発電所において、関係法令等の定めに従い、重大事故等対策を講じるとともに、原子力災害対策を講じているのであって、被告らは、善管注意義務及び忠実義務を尽くしており、「法令若しくは定款に違反する行為」はない（乙112の7頁。準備書面(5)第2の2）。

また、国においても、原子力災害対策特別措置法をはじめとする関係法令等に基づき、原子力防災体制の構築・充実について、政府全体として取り組み、地域ごとに具体的に解決すべき課題を検討し、地域防災計画や避難計画¹⁵の具体化・充実化を進めるとともに、策定後も、最新の知見を積極的に取り入れながら、地方公共団体等の関係者と連携し、訓練等を通じた継続的な改善を行うこととしている（乙113の69頁¹⁶、乙141の106ないし120頁）。

¹⁵ 地域防災計画に記載される事項のうち、避難に関する事項を取りまとめた計画を「避難計画」という（乙67のQ1、乙142の10頁）。なお、石川県かほく市は、地域防災計画において避難に関する事項を定めている（平成25年10月21日開催の石川県議会防災対策特別委員会における県危機管理監の説明）。

¹⁶ 69頁「原子力防災体制の構築・充実については、道路整備等による避難経路の確保等を含め、政府全体が一体的に取り組み、これを推進する。災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法の規定により、防災基本計画及び原子力災害対策指針等に基づき策定される地域防災計画・避難計画について、『地域原子力防災協議会』の枠組みの下、国と関係地方公共団体等が一体となって、地域ごとに具体的に解決すべき課題を検討し、その計画の具体化・充実化を進める。これらの地域防災計画・避難計画を含む地域の『緊急時対応』については、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを同協議会において確認し、さらに、内閣総理大臣を議長とする『原子力防災会議』で了承していく。策定後も、最新の知見を積極的に取り入れながら、地方公共団体等の関係者と連携し、訓練等を通じた継続的な改善を行うとともに、原子力災害対策要員を育成する。また、原子力災害時の対応力を向上させるため、防災業務関係者に対する研修等も実施していく。」

よって、第17準備書面ないし第19準備書面における原告らの主張は失当というほかない。

第5 結論

以上に述べたとおり、原告らの第13準備書面ないし第19準備書面は、いずれも、「回復することができない損害が生ずる」ような「法令若しくは定款に違反する行為」を主張立証しておらず、争点との関連性を欠くものである。

そもそも、本件訴訟は、株主総会で既に否決された事項を蒸し返し、原子力発電に反対する個人的な主義主張の達成あるいは反対運動の拡大を意図したものであり、株主差止訴訟の制度趣旨に反した濫用的訴訟というほかない（答弁書4ないし12頁、準備書面(1)第1、令和2年9月2日付け被告ら及び補助参加人準備書面(4)、同年10月1日付け被告ら及び補助参加人「訴訟進行に関する意見書」、準備書面(6)第2）。

このことは、本件訴訟において、被告ら及び補助参加人が多数の書証を提出した上で、被告らが法令、定款及び株主総会決議を遵守して業務を執行し、善管注意義務及び忠実義務を尽くしていることを示してきたにもかかわらず、原告らは具体的な主張立証をすることなく、争点と関連がない、あるいは、探索的な求釈明を繰り返し、自らの主義主張に沿わない被告らの業務執行に対する非難を重ねていることから明らかである。

よって、原告らの請求は、速やかに棄却されるべきである。

以上

(別紙)

原告ら第13準備書面における誤記

頁	行	誤	正
1	18	7月29日北陸中日新聞	7月30日北陸中日新聞

原告ら第16準備書面における引用の誤り

頁	行	誤	正
4	2	上下方向ずれた場合	上下方向にずれた場合
4	3	建屋は大きく傾く	建屋は全体的に大きく傾く
4	3	あるところには	あるところに

原告ら第17準備書面における誤記, 引用の誤り

頁	行	誤	正
3	4	シビアクシデント	シビアアクシデント
4	23	大量	多量
4	23	発生させることは不可避	発生させることが不可避
4	25	内在している	内在するものである
4	26	挿入することによる	挿入することにより
5	1	その後の	その後も
5	2	溶解	溶解
5	4	自体	事態
5	7	質的に異なる	質的にも異なる
5	21	原子力災害特別措置法	原子力災害対策特別措置法
5	26	722頁	723頁
6	10	関係法令	関係法令等
6	13	発電用原子炉	発電用原子炉施設
6	19	住民の関係	住民との関係
7	5	原子力規制委員会	原子力規制委員会
7	14	水戸地方裁判所	大津地方裁判所
8	24	にも拡散する	に拡散する
8	26	関心対象とされていない	関心対象とはされていない
9	13	原発民事差止訴訟	原発民事差止訴訟の課題
9	14	2020年7月	2020年2月

頁	行	誤	正
9	19	原子力規制員会	原子力規制委員会
9	22	ついで	ついて
10	7	問題であり	問題点であり
10	8	原子力規制員会	原子力規制委員会

原告ら第18準備書面における誤記

頁	行	誤	正
1	13	これらのデータ	これらのデータ
4	8, 11	被爆	被曝
4	15, 18	m s V	m S v
6	1, 13, 21	m s V	m S v

原告ら第19準備書面における誤記, 引用の誤り

頁	行	誤	正
6	19	安全という	安全であるという
6	20	第5のレベル	第5の防護レベル
6	21	原子力災害特別措置法	原子力災害対策特別措置法
6	24	になる	となる
7	2	発電用原子炉	発電用原子炉施設
7	5	722頁	723頁
別紙 13	9	石川県被年計画要綱	石川県避難計画要綱